

第31回江東区民まつり中央まつり協賛企業等募集要項

江東区民まつり中央実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、第31回江東区民まつりの趣旨に賛同し、協賛していただける企業等を募集しています。

- 1 協賛企業等とは
協賛の申込みを行い、区民まつりの運営に使用することを目的として現金、物品、アトラクションの提供を行う企業等とします。
- 2 協賛の種類
 - (1) 協賛金
用途を特定せず、全体的な経費に充当する現金の提供。（一口5万円から）
 - (2) アトラクション提供
ステージショー、こどものための遊具（ミニSL、フワフワ等）または会場内の特定アトラクションの提供。
 - (3) 物品提供
飲料、会場設備、器具等の現物の提供。
* (2)、(3)の内容については別途、相談させていただきます。
- 3 協賛企業等が得られる特典
 - (1) 江東区が発行するこうとう区報「区民まつり特集号」に企業名を掲載します。
 - (2) 区民まつりの開催当日、来場者に配布する「ガイド」に企業名を掲載します。
 - (3) 実行委員会が作成する「ポスター」に企業名を掲載します。
 - (4) ステージ、アーチ、会場案内板に企業名を掲載します。
 - (5) 江東区ホームページ「トピックス」及び「地域活動／区民まつり」に企業名及び企業からのメッセージを掲載します。
 - (6) (1)、(2)、(3)の掲載文字の大きさは、協賛金額、物品、アトラクションの提供内容によって異なります。
 - (7) 区民まつりの開催当日、場内放送で来場者にお知らせします。
 - (8) 協賛金4口以上の場合、開催会場内に店、ノベルティーの配布等をすることが出来ます。

（注意事項）
企業名及び所在地の掲載、また場内放送の順序は調整させていただきます。
- 4 協賛金支払い方法
事務局の指定する口座、または直接事務局まで入金してください。
（振込み手数料は企業負担でお願いいたします。）
- 5 協賛申込み期限
平成25年7月26日まで
- 6 協賛申込み方法
以上の条件を確認のうえ、別紙「第31回江東区民まつり中央まつり協賛申出書」を実行委員会へメール、FAXまたは郵送にて送付してください。
- 7 その他
 - (1) 本区民まつりがやむを得ない事情で中止になった場合でも、既に受領済みの協賛金等はお返しできません。
 - (2) 協賛に関して疑義が生じた場合は、互いに協議のうえ誠意をもって解決にあたります。